

2027年国際園芸博覧会 消防・防災基本計画

2025年9月

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

目次

第1部 共通編	1
第1章 目的	1
第2章 基本方針	1
第3章 用語の定義	2
第4章 対象範囲及び期間	3
第5章 対象人員	3
第6章 組織体制	3
第1節 組織体制	3
第2節 職員・スタッフ等の関係者の参集	3
第3節 防火・防災の管理体制	3
第4節 関係機関等の体制	3
第7章 対象とする災害等	4
第8章 被害想定	5
第2部 事前対策編	15
第1章 各種設備の整備	15
第1節 指揮拠点	15
第2節 関係機関等活動拠点	15
第3節 場内放送及び避難誘導設備	15
第4節 消防水利及び消防用設備等	15
第5節 非常用電源設備	15
第6節 備蓄倉庫	15
第7節 気象情報・防災情報等の収集設備	15
第8節 災害対応資機材	16
第9節 暑熱対策	16
第2章 避難	16
第1節 避難計画	16
第2節 避難ルート	16
第3節 一時的に避難できる場所	16
第4節 一時滞在施設	16
第3章 緊急車両導線の設定	16
第4章 要配慮者への対応	17
第5章 備蓄品の整備	17
第1節 整備方針	17
第2節 品目・数量	17
第3節 保管・管理・配布	17
第4節 横浜市等との事前調整	17

第6章 防火・防災の研修及び訓練.....	17
第7章 関係機関等との連携	17
第3部 応急対策編.....	18
第1章 災害等発生時の対応	18
第2章 関係機関等との連携・協力.....	19

第1部 共通編

第1章 目的

本計画は、2027年国際園芸博覧会（以下、「博覧会」という。）の会場において発生する火災や自然災害等（以下、「災害等」という。）から、来場者や博覧会に関わるすべての参加者及び職員・スタッフ等（以下、「来場者等」という。）の安全を確保するとともに、来場者等が安心して訪れ、参加・従事できる博覧会を実現するため、災害等の予防のための事前対策及び万が一災害等が発生した場合の応急対策に関する基本的事項をあらかじめ定める。

また、災害等発生時に、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）と開催地である横浜市をはじめ周辺自治体や消防・警察等関係機関（以下、「関係機関等」という。）とが広域的に連携して対応にあたり、博覧会の安全・安心の確保に資することを目的とする。

なお、対策に必要な具体的事項の詳細は、実施計画により定める。

また、警備、医療救護、会場衛生の各対策について、本計画と別に協会が定める計画との連携を図るものとする。

第2章 基本方針

- 1 協会は、事前対策として、参加者も含めた博覧会全体の初期消火・避難誘導・応急救護処置等に従事する組織を構築し、実効的な対応力の習得・強化に向けて、防火・防災研修や訓練を実施する。
- 2 協会、関係機関等及び参加者は、相互に連絡調整を行える体制を構築する。
- 3 協会は、災害発生時に対応できる人的資源を確保し、初期消火・避難誘導・応急救護処置等の初動対応を行う。
- 4 協会は、必要に応じて関係機関等と連携した対応を行う。
- 5 協会は、計画に定めのない事態が発生した場合においても、関係機関等と連携して来場者等の安全を確保するために臨機応変に対処する。
- 6 協会は、博覧会開催期間中において災害等が発生し、事態が収束した後は、その対応について検証し、以降の対策に反映する。

第3章 用語の定義

	用語	内容
1	会場	協会が博覧会の運営に係る会場として使用するすべての区域
2	公式参加者	日本国政府による博覧会への公式参加招請を受諾した外国政府及び国際機関
3	非公式参加者	博覧会政府代表により公式参加者の陳列区域外で参加することが認められた者
4	一般営業参加者	2027年国際園芸博覧会一般規則第36条に言及され、会場内で商業活動を実施する権利を協会から付与されている者
5	その他博覧会に参画する事業者	公式参加者、非公式参加者及び一般営業参加者を除く、催事参加者・テーマ事業など協会が主催する事業に協賛等で参画する参加者等
6	参加者	公式参加者、非公式参加者、一般営業参加者、その他博覧会に参画する事業者
7	協会職員	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会の職員
8	スタッフ	一般スタッフ、医療スタッフを含む全スタッフ
9	一般スタッフ	協会や参加者に雇われた会場で働く医療スタッフを除くスタッフ
10	医療スタッフ	協会に雇われた会場で働く医師等の医療関係従事者
11	初期消火	火災が発生したとき、出火の初期段階に行う消火活動
12	応急救護処置	心肺停止などの負傷者を救命するための処置を講じたり、負傷者の状態が悪化しないような処置を講じること
13	消防計画	防火・防災管理の基本方針であり、応急活動上の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用・取扱いに関する監督、避難・防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理など、防火・防災管理業務を行う上で必要な事項を定めるもの
14	消防用設備等	消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るという消防の目的を達成するために必要なもの
15	屋外避難誘導標識	火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識
16	消防水利	火災が発生した際の消火用水など消防が使用する水の供給施設
17	一時避難場所	地震などの大きな災害の発生時に、一時的に避難する場所
18	一時滞在施設	地震などの災害により帰宅できなくなった来場者等の一時的な滞在場所として、会場内に開設される帰宅困難者の受入スペース・施設のこと
19	避難誘導設備	災害が発生した時に会場内に残された人々をいち早く安全に避難させるための設備
20	緊急車両	消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のもの

第4章 対象範囲及び期間

本計画の対象とする範囲は、2027年国際園芸博覧会会場（以下、会場という。）とする。

対象とする期間は、博覧会の開催期間中とする。ただし、開催前及び会期後の一定期間についても、本計画の対策を必要とする状況であり、事態が発生した場合は原則として同様の対応を行う。

第5章 対象人員

本計画の対象として想定する来場者数は、設計基準来場者数に対する1日最大滞留来場者数とする。帰宅困難者数は、来場者数をもとに検討する。

職員・スタッフ等の関係者数も本計画の対象とする。

第6章 組織体制

第1節 組織体制

協会は、会場において発生する災害等に対応するための組織体制を事前に構築することを検討し、実施計画等に定める。

第2節 職員・スタッフ等の関係者の参集

協会は、夜間等開業時間外における災害等に対応するために必要な職員・スタッフ等の関係者を参集することを検討し、実施計画等に定める。

第3節 防火・防災の管理体制

協会及び参加者は、博覧会における防火・防災管理体制を事前に構築する。

また、各展示や飲食店等の参加者は、消防法に基づき、防火管理者を選任する。防火管理者は、消防計画を作成し、防火・防災に関する事項を定めるとともに、必要な訓練等を実施する。

第4節 関係機関等の体制

協会は、関係機関等と連携するために必要な防火・防災体制を事前に構築し、その拠点となる施設を会場内に整備する。

また、協会は、警備、医療救護及び会場衛生についても、それぞれ計画を策定し、必要な体制を構築する。

第7章 対象とする災害等

本計画で対象とする災害等は、会場が位置する神奈川県及び横浜市が定めている地域防災計画等の各種危機対処計画を参考とし、下表のとおりとする。

なお、各自治体の被害想定が更新された場合には、本計画においても考慮し、必要に応じて反映する。

表 対象とする災害等

	種類	説明・事例
1	地震	震度6弱以上（相模トラフ沿いの最大クラスの地震、大正型関東地震、元禄型関東地震、三浦半島断層群の地震） ¹
2		震度4～5強（南海トラフ巨大地震、東海地震、神奈川県西部地震） ¹
3	風水害	浸水（雨水出水）による災害
4		内水氾濫により相沢川周辺で最大2m以上の浸水、その他は0.2m程度の浸水（内水ハザードマップ） ²
5		暴風、竜巻等の突風による災害
6	その他の自然災害	過去に本土を襲った最大級の台風（伊勢湾台風級の大型台風） ²
7		落雷
8		会場での落雷
9		積雪 ²
10	都市災害	噴火による降灰（10cm前後の堆積） ²
11		暑さ指数（WBGT）が厳重警戒、危険の想定
12		市水道局による給水制限が実施されている場合 ³
13		火災及び爆発
14		通常の消防活動で対処する規模の火災及びガス等の爆発
15	その他の事案	通常の消防活動で対処する規模を超える火災及びガス等の爆発 ²
16		危険物等に起因する災害
17		危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物の漏洩等 ²
18		交通事故
19		場内における車両衝突等の死傷者を伴う事故
20	国民保護事案 ⁴	イベント等における群衆流動等による雑踏事故 ²
21		社会インフラ事故
22		1 大規模断水 ³ 2 飲用水の水質異常 ³ 3 大規模広域停電 ³
23		有害昆虫
24		スズメバチ等危険性の高い有害昆虫による人的被害
25	国民保護事案 ⁴	光化学スモッグ
26		市域に光化学スモッグ警報及び重大緊急時警報が発令された場合 ³
27		その他事件・事故
28	国民保護事案 ⁴	人的・物的・社会的に大きな被害又は影響を生じる大規模な事件・事故
29		武力攻撃事態
30	国民保護事案 ⁴	武力攻撃が発生若しくは、発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
31		緊急処理事態
32	国民保護事案 ⁴	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生若しくは、発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

¹ 出典：地震被害想定調査報告書（令和7年3月）神奈川県 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/p15579.html>

² 参考：横浜市防災計画（令和6年4月）

³ 参考：横浜市緊急事態等対処計画（令和6年4月）横浜市 <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/keikaku/taisyoikeikaku.html>

⁴ 参考：横浜市国民保護計画（令和4年4月）横浜市 <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/keikaku/hogo/hogo-keikaku.html>

第8章 被害想定

1 地震

(1) 想定される地震と会場内最大震度

会場が位置する神奈川県⁵の調査では、想定地震（都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震）及び発生確率は低いが大きな被害が想定される参考地震（元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震）の計8種類について地震動予測を行っており、会場付近では概ね最大震度6強が見込まれる。横浜市の調査⁶でも、同様の結果となっている。

このため、本計画では、関東地震クラスの地震を対象地震として想定する。

なお、この地震では、液状化危険度は低く、地盤沈下量は少ない想定となる。

会場が位置する神奈川県及び横浜市の災害等の被害想定が更新された場合には、適宜更新するものとする。

表 瀬谷区と会場付近で想定される震度

地震の名称		都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラ フ巨大地 震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震	相模トラ フ沿いの 最大クラ スの地震
区分	海溝型	—	—	—	○	○	○	○	○
	直下型	○	○	○	—	—	—	—	—
瀬谷区震度		震度 6弱	震度 6弱	震度 5弱	震度 5強	震度 5強	震度 6強	震度 6強	震度 7
会場付近震度		震度 6弱	震度 5強	震度 5弱	震度 5弱	震度 5強	震度 6強	震度 6強	震度 6強

⁵ 出典:地震被害想定調査報告書(令和7年3月) 神奈川県
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/p15579.html>

⁶ 出典:横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/shiryodata/jishinjoho/higai/jishinhigai.html>

(2) 会場の被害想定

ア 地震の揺れによる被害

会場では、下表のような被害が想定される。

表 会場の被害想定

項目		被害想定
建物		※新築で耐震設計されているため、倒壊・崩壊する可能性は低い ・窓ガラス等の飛散 ・展示物や装飾物の落下 ・屋内の照明及び天井など部材の落下
道路		・亀裂や陥没
ライフ ライン	電力	・停電
	ガス	・ガスボンベの転倒によるガス漏れ ・屋内ガス配管の破損によるガス漏れ
	上下水	・漏水や断水 ※上下水道の水道管は耐震管を使用 ・マンホール及び下水道管の破損による、汚水の流出 ・雨水管の破損など排水能力の低下による浸水
	通信	・通信の途絶
火災		・火災の発生
人的		・落下物やガラスの飛散により、多数負傷者の発生 ・落下物や転倒等により死傷者の発生 ・帰宅困難者の発生

イ 液状化による被害

会場では、下記のような被害が想定される。ただし、液状化危険度は低いと想定される。

- ・建物の傾斜、沈下
- ・地中構造物の浮き上がりや破損
- ・噴水や噴砂

(2) 暴風、竜巻等の突風による災害

過去、本土を襲った最大級の台風（伊勢湾台風級の大型台風）を想定する。

なお、台風を想定するため、降雨による被害も想定する。

表 本土を襲った最大級の台風に関するデータ

	昭和 34 年（1959 年）	伊勢湾台風（第 15 号）
区分	神奈川県 ⁸	全国 ^{9, 10, 11}
中心気圧	929.6 hPa	
最大風速	24.4m/s	45.4m/s（愛知県渥美町）
最大瞬間風速	36.0m/s	55.3m/s（同上）
最大 1 時間降水量	75.1mm（横浜市）	118mm（奈良県川上村）
人的被害	死者 4 名 負傷者 11 名	死者 4,697 名 行方不明者 401 名 負傷者 38,921 名

ア 強風

昭和 34 年伊勢湾台風（第 15 号）では、神奈川県内は最大風速 24.4m/s 以上、最大瞬間風速 36.6m/s 以上を記録しており、そのような台風であれば、会場では、下表のような被害が想定される。

表 台風による被害の想定

対象	想定
屋外・樹木等	・樹木で倒れるものがある ・スピーカー柱、照明柱などで倒れるものがある ・テントやパラソル、屋外掲示物などが飛散する
車	・トラック等風の影響を受けやすい車両が横転する
建物	・外装材が広範囲に渡って飛散するものがある ・建物は鉄骨造が多いため、変形するものがある
人への影響	・屋外の行動は極めて危険で、飛散物や倒木により負傷する危険性がある

⁸ 出典：神奈川県の主な気象災害

<https://www.data.jma.go.jp/yokohama/shosai/01-bosai/01-sizen/09-saigai-rireki/01-kishou-saigai.html>

⁹ 出典：伊勢湾台風(気象庁)

<https://www.data.jma.go.jp/stats/data/bosai/report/1959/19590926/19590926.html>

¹⁰ 出典：伊勢湾台風災害の概説(内閣府)

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1959_isewan_typhoon/pdf/05_chap1.pdf

¹¹ 出典：災害の特性(内閣府)

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1959_isewan_typhoon/pdf/07_chap3-1.pdf

イ 降雨

内水氾濫の発生が想定される、最大規模の降雨時（153mm/h）では、会場で下表のような被害が想定される。

なお、会場の排水機能を上回る降水があれば、場内の低い場所などが冠水する可能性がある。

表 降雨による被害の想定

対象	想定
屋外	・道路冠水が発生する ・川や池が溢水する ・スリップ事故や視界不良による事故が発生する
建物	・排水機能を超えた雨水が建物1階部分から浸水する可能性がある
車	・浸水により車両が故障する
人への影響	・冠水した場所又は冠水すると想定される低い場所への立入（様子を見に行く等の行為）は非常に危険

(3) 落雷

ア 横浜市の雷日数

2024年の横浜市における雷観測日数は52日で、そのうち夏季（7～9月）が34日と多い。夏季には雷の原因となる積乱雲が急激に発達するなど、落雷の危険性がある。

表 横浜市の雷観測日数¹²

月	雷日数				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
3月	2	1	2	3	2
4月	4	3	3	2	2
5月	3	4	2	2	1
6月	3	5	2	3	5
7月	7	12	8	2	12
8月	8	7	12	11	16
9月	11	2	6	6	6

イ 会場の落雷の可能性

雷は積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ち、周囲より高いものほど落ちやすいという特徴がある。

¹² 出典：過去の気象データ検索 気象庁

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php?prec_no=46&block_no=47670&year=&month=&day=&view=

ウ 会場の被害

表 落雷による被害の想定

対象	想定
樹木、スピーカー柱、照明柱	・ 樹木では落雷火災が発生する危険性 ・ スピーカーや照明が破損する被害
屋外の催事場	・ 多数の来場者が集まる屋外施設では落雷の危険性が高い
人への影響	・ 人体への雷撃により来場者等が受傷

3 その他の自然災害

(1) 雪害

道路交通の不通、鉄道・バスの運休等の交通被害、電線及び電話線の切断による停電・断水及び通信途絶時等のライフライン被害が想定される。

ア 横浜市の積雪

横浜市における3月から9月に発生した最近の積雪は、2024年3月に最深積雪1cmを記録している¹²。

イ 会場の被害

瀬谷区においても積雪が発生する可能性があり、積雪により展示植物の被害、来場者の転倒等の影響が想定される。

(2) 火山災害

これまで富士山で発生した最大規模の噴火¹³を想定する。

ア 横浜市の降灰

横浜市付近においては、10cm前後の堆積と予測されている。

イ 会場の被害

降灰により交通機能が麻痺、場内の設備・展示などに灰が降り積もり、博覧会の運営に支障が生じることが想定される。降灰時の開業は、来場者等の健康被害も想定される。

¹³ 出典：富士山ハザードマップ検討委員会
https://www.bousai.go.jp/kazan/fuji_map/index.html

(3) 猛暑

ア 気温

横浜市の平均気温は下表のとおりで、博覧会が開催される期間中8月は最も気温が高くなる傾向にあり、横浜市の過去最高気温は、2016年8月に記録した37.4℃となる。

表 横浜市の平均気温等

	気温		
	平均 (℃)	日最高 (℃)	日最低 (℃)
統計期間	1991年～2024年		
3月	11.5	16.0	7.7
4月	15.7	20.2	12.1
5月	19.3	23.5	15.9
6月	22.7	26.8	19.8
7月	27.1	31.3	24.4
8月	28.1	32.2	25.4
9月	25.0	28.7	22.2

イ 熱中症による救急搬送数

横浜市では、最も多い月では900人を超える人が救急搬送されており、会場においても救急搬送を必要とする熱中症患者が発生すると想定される。

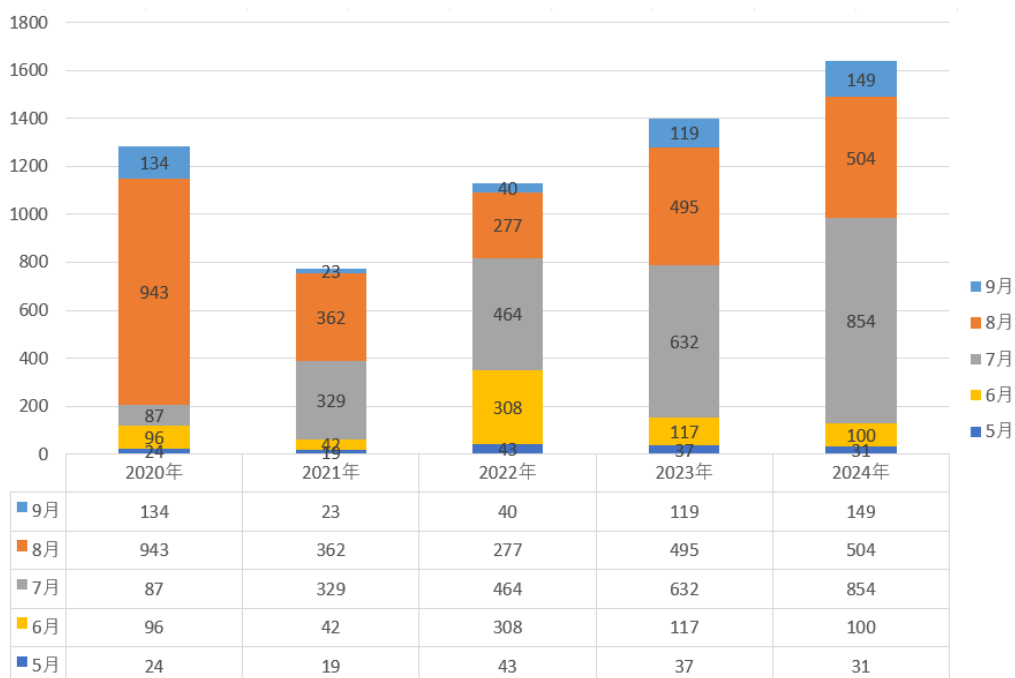


図 横浜市の熱中症救急搬送人員数（月別）¹⁴

¹⁴ 出典：熱中症統計 横浜市

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/kyukyu/heatstroke/statistics.html>

ウ 会場の被害

夏季イベント等で人が集まる空間では、熱中症の危険性が高まる。

催事場及び入退場のゲートにおける待機列など、人が滞留する状況では暑熱環境が短時間で悪化する危険性がある。

【参考】： 神奈川県熱中症警戒アラートは、2023 年に 26 回（7～9 月）、2024 年に 37 回（4～8 月）発表されている（熱中症特別警戒アラートは発表されていない）。

(4) 渇水

ア 横浜市の渇水

横浜市の水源である相模川水系及び酒匂川水系の集水域において、降水量が少ない状況が長期にわたるなどして、貯水施設（相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖、丹沢湖）の貯水量が著しく減少する等、渇水が予測される場合に、給水制限や応急給水等が実施されることを想定する。

イ 会場の被害

渇水による給水制限により、会場での水道水の使用に支障が出る。社会的に大規模イベントの自粛等が求められる。

4 都市災害

(1) 火災及び爆発

ア 火災

(ア) 場内建築物等

鉄骨造となっており、木造に比べれば燃焼しにくい構造となっている。ただし、鉄筋コンクリート造と比べると防火区画等が存在せず、幕等で間仕切りしている場合がある。

(イ) 火気を取り扱う施設

a 飲食店

調理に火を使用する施設があり、火災発生の可能性がある。

b キッチンカー

調理に火を使用する施設があり、火災発生の可能性がある。

c 催事施設

催事で花火を行う際に、火災や爆発が発生する危険性がある。

(ウ) 会場の被害

a 電気火災

電気機器・配線の不良によるショート、EV車両の事故・炎上、地震後の通電火災などが発生するおそれがある。

b 放火

関係機関等と連携して対応する。

会場に入るためにはゲートでセキュリティチェックを受ける必要があり、かつ場内には監視カメラを多数設置しているため、放火は容易ではない。

イ 爆発

- ・ＬＰガス漏洩し、ガス爆発が発生したことで、死傷者が発生
- ・会場の設備等が損傷し、博覧会の運営が縮小

(2) 危険物等に起因する災害

- ・地震等でＬＰガスボンベが転倒してガス漏れが発生
- ・農薬等を入れた容器が転倒・漏洩し、漏洩した農薬等の臭気により体調不良者が発生

(3) 交通事故

- ・場内の管理用道路での車両同士の事故により死傷者が発生
- ・管理用道路の通行が一時不能となり、会場運営にも支障が発生

(4) 雑踏事故

- ・イベント開催時や展示施設へ入場する際に多くの人が殺到し、倒れた人が重なりあい多数の死傷者が発生

5 その他の事案

(1) 社会インフラ事故

ア 大規模断水等

- ・断水により、会場内の上下水道が使用不能

イ 飲用水の水質異常

- ・水道水の使用不能
- ・健康被害の発生

ウ 大規模広域停電

- ・会場内での停電発生

(2) 有害昆虫

- ・スズメバチによる来場者の刺傷被害が発生し、複数の負傷者が発生

(3) 光化学スモッグ

- ・光化学スモッグ警報が会場地域に発令され、光化学スモッグによる体調不良者が発生

【参考】横浜市では光化学スモッグ注意報が、令和３年度に４日、令和４年度に２日、令和５年度に１日発令されている¹⁵（光化学スモッグ警報は発令されていない）。

(4) その他事件・事故

- ・場内の植物や展示物等を破壊する事件の発生
- ・道路交通の不通、鉄道バスの運休等の交通被害に伴う帰宅困難者の発生

¹⁵ 出典：県勢要覧 2024(令和６年度版) 神奈川県
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/108256/202419.pdf>

6 国民保護事案（武力攻撃事態又は緊急処理事態）

- ・ Jアラートで市域を対象とした国民保護情報（発射情報）が配信される事態
- ・ 国内での武力攻撃事態又は緊急処理事態の認定
- ・ 会場における大規模テロ等の特殊災害

第2部 事前対策編

第1章 各種設備の整備

第1節 指揮拠点

協会は、防火・防災に関する総合的な指揮を執る拠点を設置する。指揮拠点には協会職員のほか、必要に応じて関係機関等のリエゾンを受け入れ、相互に協力して情報共有や災害等の対応に当たる。

第2節 関係機関等活動拠点

協会は、関係機関等と調整し、活動拠点の設置について検討し、実施計画等で定める。

第3節 場内放送及び避難誘導設備

協会は、場内に緊急放送が行き届くよう放送スピーカーを設置し、避難誘導時の屋外避難誘導標識、デジタルサイネージ等の活用について検討し、実施計画等で定める。

第4節 消防水利及び消防用設備等

協会は、会場全域で消火活動が行えるように、消防水利を整備する。

また、場内の防火対象物の管理者は、消防法、横浜市火災予防条例等の関係法令に基づき消防用設備等を設置する。

第5節 非常用電源設備

協会は、場内の施設において、建築基準法及び消防法等で定められた非常電源を整備する。

第6節 備蓄倉庫

協会は、防災備蓄品を保管するために必要な備蓄倉庫等を整備する。

第7節 気象情報・防災情報等の収集設備

協会は、各種気象及び災害に関する情報を詳細に入手できるよう、気象庁や横浜市、気象庁から予報業務許可を受けた民間気象事業者¹⁶等が提供している気象情報や避難情報等を収集できる設備を整えるとともに、分析できる体制を検討し実施計画等で定める。

¹⁶ 民間気象事業者、気象庁、<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/keitai.html>

第8節 災害対応資機材

協会は、災害対応にあたる職員・スタッフ等の関係者が使用する資機材の整備を検討し、実施計画等で定める。

第9節 暑熱対策

協会は、熱中症事案等の暑熱対策について、予防のために必要な対応をとることができる設備等の設置を事前に検討し、実施計画等で定める。

第2章 避難

第1節 避難計画

協会は、災害等発生時の避難行動、屋外避難場所、避難誘導の詳細を実施計画等で定める。
また、場内における防火対象物の防火管理者は、消防計画に避難に関する事項を定める。

第2節 避難ルート

協会及び防火対象物の防火管理者は、災害等時の避難ルートを定め避難誘導設備を設置する。

第3節 一時的に避難できる場所

協会は、各防火対象物の防火管理者と調整し、災害等発生時に来場者等が一時的に避難できる場所を確保する。
また、各防火対象物の防火管理者は、一時避難場所をあらかじめ確保する。

第4節 一時滞在施設

協会は、会場の被害状況及び周辺の交通状況等により帰宅困難者の発生が見込まれる場合を想定し、各参加者と調整して一時滞在施設として利用可能な施設を確保する。

第3章 緊急車両導線の設定

協会は、場内の緊急車両の動線や駐車場所を検討して実施計画等で定める。

第4章 要配慮者への対応

協会は、防火・防災における要配慮者への対応（筆談、指差し確認できる資料等の対応、翻訳機や遠隔通訳などの多言語対応等）を考慮した設備や器具等の整備、避難対応方法、場内放送などを検討し、実施計画等で定める。

第5章 備蓄品の整備

第1節 整備方針

協会は、災害等発生時または来場者等が何らかの理由により会場に留まる必要がある場合に備えて、備蓄品を確保する。

第2節 品目・数量

備蓄品の品目や品目ごとの数量は、アレルギー対策及び宗教的な要素も考慮し準備する。

準備する数量は、帰宅困難者の人数及び職員・スタッフ数を対象とし、場内の飲食店等の食料の活用も検討し、実施計画等で定める。

第3節 保管・管理・配布

備蓄品は、備蓄倉庫等において保管・管理する。

なお、来場者への食料・飲料の提供方法について検討し、実施計画等で定める。

第4節 横浜市等との事前調整

協会は、協会で備蓄している備蓄品では不足する場合も想定し、横浜市等に対し救援物資の提供等について事前に調整する。

第6章 防火・防災の研修及び訓練

協会は、職員・スタッフ等の関係者に対して、火災・災害発生時の対応や防火・防災に関する必要な知識等を学ぶ研修及び訓練を実施する。

また、各防火対象物は、あらかじめ作成した消防計画に基づき訓練を実施する。

第7章 関係機関等との連携

協会は、災害等の発生に備え、関係機関等と連携できるよう、事前に連絡体制を構築する。

第3部 応急対策編

第1章 災害等発生時の対応

協会は、災害等に対する主な活動と詳細は実施計画等に定める。

主な対応は以下のとおりである。

区分		主な対応
地震	震度4以上 最大震度6強 ※後続の地震にも 注意する	【共通する初動対応】 ・非常放送 ・場内の安全確認、施設、設備等の被害確認 ・公共交通機関の運行状況確認、周辺の被害状況確認 ・来場者・職員・スタッフ等への情報提供 【緊急性の高い場合】 ・一時避難場所への避難誘導 【被害がある場合】 ・自衛消防組織等による初期消火 ・倒壊建物等からの救助 ・負傷者の応急救護処置 ・緊急車両導線の確保 ・帰宅困難者及び帰宅抑制により場内で待機する職員・スタッフへの対応 【会場の被害や社会的影響が大きい場合】 ・イベントの中止等検討、博覧会の休業等検討
風水害	浸水（雨水出水） による災害	・台風・ゲリラ豪雨等接近前の帰宅案内 ・警戒活動
	暴風、竜巻等の突 風による災害	・浸水防止対策 ・強風対策
	台風	・博覧会の休業等検討
	落雷	・高所や樹木等周辺からの避難及び屋内避難の誘導 ・屋外イベントの中止等検討
その他の自然 災害	雪害	・転倒対策 ・屋外イベントの中止等検討
	火山災害（降灰）	・降灰対策 ・降灰処分 ・博覧会の休業等検討
	猛暑	・熱中症に関する注意喚起 ・ゲート等の滞留対策 ・急病人発生時の対応 ・屋外イベントの中止等、博覧会の休業等検討
	渇水	・場内水道施設等への給水 ・博覧会の休業等検討

都市災害	火災及び爆発	・ 自衛消防組織等による初期消火、通報、避難誘導 ・ 負傷者の応急救護処置 ・ 立入制限区域（警戒区域）の設定 ・ 警察・消防等との連携 ・ 屋内外イベントの中止等検討、博覧会の休業等検討
	危険物等に起因する災害	・ 自衛消防組織等による初期消火、通報、避難誘導 ・ 負傷者の応急救護処置 ・ 立入制限区域（警戒区域）の設定 ・ 警察・消防等との連携 ・ 屋内外イベントの中止等検討、博覧会の休業等検討
	交通事故	・ 負傷者の応急救護処置 ・ 立入制限区域（警戒区域）の設定 ・ 警察・消防等との連携
	雑踏事故	・ 職員・スタッフ等による通報、避難誘導 ・ 負傷者の応急救護処置 ・ 立入制限区域（警戒区域）の設定 ・ 警察・消防等との連携 ・ 屋内外イベントの中止等検討、博覧会の休業等検討
その他の事案	社会インフラ事故	・ 非常放送 ・ 場内の施設、設備等の安全確認 ・ 市や周辺の被害状況確認 ・ 博覧会の休業等検討
	有害昆虫	・ 非常放送 ・ 職員・スタッフ等による通報、避難誘導 ・ 負傷者の応急救護処置 ・ 消防・保健所等との連携 ・ 委託業者等による駆除 ・ 屋外イベントの中止等検討
	光化学スモッグ	・ 非常放送 ・ 博覧会の休業等検討
	その他事件・事故	・ 非常放送 ・ 職員・スタッフ等による通報、避難誘導 ・ 負傷者の応急救護処置 ・ 警察・消防等との連携 ・ イベントの中止等検討、博覧会の休業等検討 ・ 帰宅困難者への対応
国民保護事案	武力攻撃事態	・ 非常放送 ・ 職員・スタッフ等による避難誘導
	緊急処理事態	・ 負傷者の応急救護処置 ・ 警察・消防等との連携 ・ 博覧会の休業等検討

第2章 関係機関等との連携・協力

協会は、災害等発生時には関係機関等と円滑に連携・協力し、事態の収拾に当たる。